

茨木市立西陵中学校PTA規約細則

（総則）

- 第1条 茨木市立西陵中学校PTA規約（以下「規約」という。）の施行については、この細則の定めるところによる。
- 第2条 この細則に用いる用語は、規約を準用する。
- 第3条 PTA規約、規程等の体系は、次のとおりとする。
- （1）規約： 本会の活動に関する基本事項について定めたもの。
 - （2）規約細則： 規約の解釈及び規約運用上必要な細部の事項について定めたもの。

（各種委員会）

第4条 学級委員会

- （1）学級委員は各学級保護者より1名を選ぶ。
- （2）学級委員長・副委員長については立候補を優先とし、該当者のない場合は、委員会の中で互選する。
- （3）副委員長については委員長により指名をすることができる。
- （4）各学年より、学年代表委員1名選出し副委員長とする。
- （5）学年別委員会、学級別集会については、当該委員のもとに行う。

第5条 地区委員会

- （1）地区委員の選出区割りを次の通り定める。

穂積地区（5地区）

- ・松ヶ本
- ・下穂積1、2、4
- ・宇野辺
- ・穂積台
- ・さんくれーる・紫明園

春日丘地区（4地区）

- ・紫明園
- ・下穂積3
- ・ステイツ
- ・ガーデンフォート

沢池地区（4地区）

- ・ブライム・南春日丘1丁目
- ・南2～4丁目
- ・南5～7丁目
- ・美穂ヶ丘・ルネ

西地区（4地区）

- ・北1丁目
- ・北2丁目
- ・北3丁目
- ・北4丁目

- （2）原則として委員は2月1日以降に各町・丁目毎に選ぶ。
ただし、区割りは、その年度の生徒の人数の増減（e x .5名より少なくなるなど）により、地区委員会において変更の協議をすることができる。
協議により変更をする場合は運営委員会にて審議の上、承認をとり、承認が得られれば次年度委員選出に反映させることができる。
また、変更された区割りはすみやかに各地区委員長及び運営委員会に報告する。
- （3）委員長の選出については、春日丘・穂積・沢池・西小学校区より各1名の委員長を互選する。

第6条 広報委員会

- （1）広報委員は各学級保護者より1名を選ぶ。委員長・副委員長については、立候補を優先とし、該当者のない場合は、委員会の中で互選する。
- （2）副委員長については委員長により指名をすることができる。

（指名委員会）

第7条 指名委員は、1・2年生各クラス保護者より1名を候補者として選び、**全候補者から各小学校区（春日丘・穂積・沢池・西）より1名以上を選出する。**委員長については、立候補を優先とし、該当のない場合は委員会の中で互選する。教職員の中から代表者2名を選出する。

第8条 指名委員会は下記の各役員及び会計監査を指名する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

ただし、指名委員は来期の役員及び会計監査にはなれない。
候補者の状況に応じて、会長以外は増員することができる。

（委員免除に関する規定）

第9条 委員免除の規定を次の通り定める。

ただし、必要に応じて証明書及び委員記録カードの書類提出を必須とする。

(1) 委員免除対象者

- ・就学前のお子様がいる方
- ・西陵中での執行部・地区委員長・地区委員をされる方、地区委員補欠の方
- ・幼・小・私立中・高校でのPTA役員もしくは委員をされる方
- ・校ご連役員、子供会役員をされる方
- ・小学校区において地域の組織役員をされる方
地区地域協議会役員、コミュニティーセンター管理運営委員会役員、
自治会連合会役員、地区自治会会長、公民会役員、青少年健全育成運動協議会、
小学校PTA執行部、福祉委員会、防犯協会役員、自主防災会役員
- ・市PTA協議会役員をされる方
- ・対象生徒で既に委員をされた方
- ・事前に執行部で免除対象と判断された方

(2) 永代免除対象者

- ・運営委員会構成メンバー（各委員会の委員長・副委員長、執行部、会計監査のいずれか）及び、指名委員をされた方は「永代免除」と記載された「委員記録カード」の提出により、次年度以降の委員選出対象とならない。

（慶弔費に関する規定）

第10条

弔事の場合

- (1) 会員死亡 柩1対またはそれに相当するもの及び5000円
- (2) 生徒死亡 柩1対またはそれに相当するもの及び5000円
- (3) 教職員の家族死亡 柩1対またはそれに相当するもの及び5000円
(配偶者・父母・子ども)
- (4) PTA代表が会葬する。
(遠隔地の場合は弔電をもって、これにかえる。)

その他見舞い等、必要に応じて役員会で協議し決定する。

附 則

1. この細則は平成 24 年 4 月に一部改正する。
2. この細則は平成 25 年 3 月に一部改正する。
3. この細則は平成 26 年 4 月に一部改正する。
4. この細則は平成 27 年 5 月に一部改正する。
5. この細則は平成 27 年 10 月に一部改正する。
6. この細則は平成 28 年 5 月に一部改正する。
7. この細則は平成 30 年 2 月に一部改正する。
8. この細則は令和元年 5 月に一部改正する。
9. この細則は令和元年 12 月に一部改正する。
10. この細則は令和 4 年 9 月に一部改正する。
11. この細則は令和 5 年 3 月に一部改正する。